

受 付 印

記載例
(国会議員関係政治団体を設立した場合)
※2部提出してください。

政治団体設立届

総務大臣
沖縄県選挙管理委員会

殿

政治団体の名称	選挙太郎後援会
事務所の所在地	沖縄県那覇市泉崎1-2-2
代表者の氏名	選挙 太郎

平成〇〇年〇月〇日
略称等直接関係のないものは記載しないようにしてください。

通称等直接関係のないものは記載しないようにしてください。

政治資金規正法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

ふりがな	せんきょたろうこうえんかい		政治団体の区分	
政治団体の名称	選挙太郎後援会 団体の規約、綱領等の施行期日と原則一致します。	<input type="checkbox"/> 政党 <input type="checkbox"/> 政党の支部 <input type="checkbox"/> 政治資金団体 (政党が指定) <input type="checkbox"/> 政治資金規正法18条の2第1項の規定による政治団体 <input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体 <input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部		
		国会議員関係政治団体の区分		
		<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 <input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体		
目的	別紙のとおり	組織年月日	平成〇〇年2月29日	
主たる事務所の所在地	(〒900-8570) 電話(098-866-2141) 沖縄県那覇市泉崎1-2-2	県内の場合は市町村名まで記載してください。		団体の規約、綱領等の施行期日と原則一致します。
主たる活動区域	<input type="checkbox"/> 全国(2都道府県以上) ・ <input checked="" type="checkbox"/> 沖縄県 (那覇市)			
区分	氏名	住所・電話	生年月日	選任年月日
ふりがな	せんきょ いちろう	〒900-8570 電話(098-866-2141)	大 昭 平	平成
代表者	選挙 一郎	沖縄県那覇市泉崎1-2-2	〇〇・5・6	〇〇・2・29
ふりがな	せんきょ はなこ	〒900-8570 電話(098-866-2141)	大・昭・平	平成
会計責任者	選挙 花子	沖縄県那覇市泉崎1-2-2	〇・3・4	〇〇・2・29
ふりがな	せんきょ じろう	〒900-8570 電話(098-866-2141)	大・昭・平	平成
会計責任者の職務代行者	選挙 二郎	「有」の団体は、国会議員関係政治団体に該当する旨の通知を提出する必要があります。		〇・7・8 〇〇・2・29
支部の有無	有・無			有・無
政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	代表者である公職の候補者に係る公職の種類			
	<input type="checkbox"/> 衆議院議員 (現職) <input type="checkbox"/> 衆議院議員 (候補者等) <input type="checkbox"/> 参議院議員 (現職) <input checked="" type="checkbox"/> 参議院議員 (候補者等)			
政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	公職の候補者の氏名 (ふりがな)		公職の候補者に係る公職の種類	
	せんきょ たろう 選挙 太郎		<input type="checkbox"/> 衆議院議員 (現職) <input checked="" type="checkbox"/> 衆議院議員 (候補者等) <input type="checkbox"/> 参議院議員 (現職) <input type="checkbox"/> 参議院議員 (候補者等)	

- (注意)
- 1 にチェックを入れてください。
 - 2 代表者の氏名欄は記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。
 - 3 組織日の翌日から起算し、7日以内に届け出ること。
 - 4 団体名称は、政党及び政治資金団体と類似しないこと。
 - 5 政治団体の支部にあつては、「名称」欄にその名称を記載するとともに、当該支部を支部とする政治団体の名称を「(本部) ○○」の例により記載すること。
 - 6 「事務所の所在地」及び「主たる事務所の所在地」は、○丁目○番○号○○号室(○○方)まで記載すること。
 - 7 生年月日の年号欄に該当するものに○をすること。
 - 8 「課税上の優遇措置」とは、個人寄附に対する税制上の優遇措置のことである。
この優遇措置の対象となる団体(適格団体)は次のような団体に限られる。
 - ①政党及び政党支部
 - ②政治資金団体
 - ③現職の国会議員が主催する又は主な構成員である政治団体(国会議員氏名届を提出)
 - ④政策研究団体(国会議員氏名届を提出)
 - ⑤衆議院議員、参議院議員、都道府県の長及び議員、政令指定都市の長及び議員(候補者、候補者となろうとする者を含む)の後援会
(国会議員関係政治団体に該当する旨の通知又は被推薦書を提出)
注: 一般の市町村の長と議員の後援会は対象外である。
 - 9 提出部数は**2部**。(1部は本人控え分として受領印を押し返却。)
 - 10 添付書類 **すべて2部必要**(③④については、1部は正本、1部はコピーでもよい)
 - ①**規約(全団体必須)**
 - ②**国会議員氏名届**(現職の国会議員が主催する又は主要な構成員である政治団体と政策研究団体。)
 - ③**被推薦書**(都道府県又は政令指定都市の長・議員(候補者、候補者となろうとする者を含む)の後援会)
 - ④**国会議員関係政治団体に該当する旨の通知**
(政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体)
 - 11 資金管理団体の指定も同時にする場合、「資金管理団体の指定届」も同時に提出すること。